

寒川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月5日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第16号

寒川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正
する規則

寒川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年寒川町規則第3号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第11号中「7月1日」を「6月1日」に改め、「30日までの期間内」の次に「(公務の運営上当該期間内に勤務しないことが困難であると認められる場合にあっては、6月1日から10月31日までの期間内)」を加える。

別表第4を次のように改める。

1週間の勤務日の日数		5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数		217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで
6月1日から9月30日までの期間内における任期	3月を超え4月以下	7日	5日	4日	2日	1日
	2月を超え3月以下	5日	3日	3日	1日	0日
	1月を超え2月以下	3日	2日	2日	0日	0日
	1月	1日	1日	1日	0日	0日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。